

2021年1月17日

一般社団法人 八幡市スポーツ協会
加盟団体・関係者 各位

一般社団法人八幡市スポーツ協会
会長 松本 益千嘉
(印省略)

新型コロナウイルス感染緊急事態宣言発令に伴う対策について【重要なお願い】

平素は本スポーツ協会の活動に多大なご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染が第3波を迎え、首都圏4都県では1月8日より《緊急事態宣言》が発出されました。続いて近畿2府1県でも緊急事態宣言が発令され、過去に経験したことがない重大な局面を迎えています。

しかし、春の緊急事態宣言時とは状況が違って学校は休校になりません。また、市内運動施設等は午後8時以降の利用ができなくなりましたがそれ以外の時間帯は利用可能です。

八幡市スポーツ協会では1月16日に臨時総務会を開催し、この状況の中での活動をどうすべきか検討しました。

屋外のスポーツ、屋内のスポーツ、接触を伴うスポーツ、接触を伴わないスポーツなどその形態は様々ですが、それらを考慮し下記の内容の通り決定いたしました。

何かと不便なこととなりますが、状況を十分ご理解いただきご協力の程、宜しくお願いいたします。

記

1. 大会・イベント(練習試合等含む)、合同練習の開催、参加などはすべて禁止します。
2. 自身のチーム・クラブの活動(練習等)は実施可能とする。
但し、他チーム・クラブ等との交流は八幡市内同志であっても禁止とします。
また、従来からの感染対策を厳重に実施し、それでも危険と判断した場合は自ら活動を中止する決断をしてください。

※本決定事項は2021年1月18日に発効し、今回の緊急事態宣言が解除されるまでの措置とします。

上記と合わせて、従来より実施していただいています基本的な取り組みとしての3密の回避(ソーシャルディスタンス確保、身体的接触の禁止など)、体温測定などの健康チェック、プレイ時以外のマスク着用、手洗いの励行、適切な換気などの対策は今まで以上に厳格に取り組んでいただけますよう徹底をお願いします。

加盟団体、関係者の皆様方の命と健康を最優先に考えて活動されますことをお願いいたします。

以上